

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2024年 初秋号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女がともに安心して子育てをし、仕事に打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail lk@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

最低賃金引上げ

10月から、地域別最低賃金が改定されます。全国加重平均の上昇額は**51円**（昨年度は43円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で**最高額**となります。また、最高額と最低額の格差は10年連続で縮まっています。

関東地方の現時点での改定予定は以下の通りです。地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

都道府県名	新最低賃金額 (引上げ幅)
茨城県	1,005円 (52円↑)
栃木県	1,004円 (50円↑)
群馬県	985円 (50円↑)
埼玉県	1,078円 (50円↑)
千葉県	1,076円 (50円↑)
東京都	1,163円 (50円↑)
神奈川県	1,162円 (50円↑)

「マイナ保険証」への移行に伴うお知らせ

今年の**12月2日から**、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証と一体とする「**マイナ保険証**」の仕組みに移行します。この移行の準備のため、9月以降に**協会けんぽから事業所宛**に資格情報のお知らせと加入者のマイナンバー下4桁が書かれた加入者情報が**特定記録郵便で送付**されます。

このお知らせは、従業員と被扶養者**個人別に封入**されており、それぞれに**渡して内容を確認**してもらう必要があります。詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/202406saga2.pdf>

労働者死傷病報告等の電子申請義務化

労働者が**労働災害等により死亡し、又は休業した**ときには、事業者は所轄の労働基準監督署に**労働者死傷病報告**を提出しなければなりません。

令和7年1月1日から、この報告事項が改正され、**電子申請が義務化**されます。電子申請にあたっては、厚生労働省の帳票入力支援サービスを利用することができます。

同時に、**定期健康診断の結果報告**や総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の**選任報告**なども**電子申請が義務化**されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

社会保険の適用拡大

これまででも事務所ニュース等でお知らせしてきましたとおり、今年の**10月から短時間労働者への社会保険の適用**が、被保険者数が**51人以上の事業所**に拡大されます。適用拡大の対象者は、以下の①～④**すべての条件**を満たす人です。

- ① 週の所定労働時間が**20時間以上**
- ② 所定内賃金が月額**8.8万円以上**
- ③ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 09035225025 までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。